

令和元年度第7回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和1年10月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和1年10月25日(金) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏      2番 酒井 温司      3番 浅井 尊弘      4番 八木 一広

5番 中野 浩光      6番 三宅 正恭      7番 日下部錠一      8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政      10番 後藤 正臣      11番 林 秀雄      12番 水野 格廉

13番 石川 雄二      14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信

猪子 勝三

堀田 啓

欠席委員

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己、日下部 鍊

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第13号 農地法5条の規定による許可申請 ..... 2件

(2) 報告案件

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 2件

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 17件

2 その他

農地パトロールについて

会

長 こんにちは。

収穫の秋を迎え、稲刈り始め農作業が忙しい時期です。日没もめっきり早くなり、夜になると急に気温が下がってくる季節ですので、委員の皆さんには体調管理に、十分注意してください。

では、只今から、令和元年度第7回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は3番 浅井 尊弘委員と4番 八木 一広委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第13号】

・農地法5条の規定による許可申請 …………… 2件

(2) 報告案件について

【報告第13号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 2件

【報告第14号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 17件

それでは、【議案第13号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題といたします。

17番から事務局に説明を求めます。

事務局

1 ページ目、議案13号、番号17をご覧ください。

申請地は、清須市春日高札\_\_番、登記、現況共に畑で面積は\_\_㎡です。

貸人及び借人は議案書のとおりです。分家住宅建築のための使用貸借権設定の農地転用になります。

申請者は、現在、清須市の共同住宅において夫と子どもの3人で暮

らしており、今回、将来を見据え実家の周辺で住居の検討をしました。申請者夫妻には自己所有の土地がなく、市街化区域の土地を検討しましたがなかなか見つからず、祖父、両親に相談したところ祖父が所有する申出地の利用を勧められ、本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、立地基準は第3種農地になり、原則許可になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川委員ですが  
石 川 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、18番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1ページ目、議案13号、番号18をご覧ください。

申請地は、春日蓮花寺前\_\_\_番、登記、現況共に畑で面積は\_\_\_m<sup>2</sup>です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場設置のための賃借権設定の農地転用です。

申請者の\_\_\_\_\_は、春日\_\_\_に本社を置き、製造加工業を主な業務とする法人です。近年業績が好調なため業務の拡大に伴い従業員数が増加し、駐車スペースが不足しており、その解消が転用の目的になります。本社近隣にて駐車場として利用できる土地を探していたところ、申請地所有者より承諾を得ることができ、本申請に至りました

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、立地基準は第3種農地になり、原則許可になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は林委員になります  
が。

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と  
して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と  
の意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、【報告第13号】農地法第4条第1項第7号の規定に  
よる届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さ  
んは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 20、西田中長堀\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

中 野 委 員 特にありません。

事 務 局 番号 21、西田中長堀\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

中 野 委 員 こちらも特にありません。

事 務 局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上に  
なります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第14号】農地法第5条第1項第6号の規定に  
よる届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さ  
んは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 52、春日野方\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

早 川 委 員 特にありません。

事務局 番号 53、廻間一丁目\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

日下部委員 特にありません。

事務局 番号 54、廻間一丁目\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

日下部委員 こちらも特にありません。

事務局 番号 55、上条二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

石塚委員 特にありません。

事務局 番号 56、助七二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

浅井委員 特にありません。

事務局 番号 57、寺野郷前\_\_\_\_、助七一丁目\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

浅井委員 こちらも特にありません。

事務局 番号 58、花水木一丁目\_\_\_\_で登記宅地、現況畑です。

岩田委員 特にありません。

事務局 番号 59、鍋片二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅井委員 特にありません。

事務局 番号 60、鍋片二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅井委員 こちらも特にありません。

事務局 番号 61、鍋片二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅井委員 こちらも特にありません。

事務局 番号 62、土田一丁目\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

岩田委員 特にありません。

事務局 番号 63、土田一丁目\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

岩田委員 こちらも特にありません。

事務局 番号 64、春日野方\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

早川委員 特にありません。

事務局 番号 65、一場御園\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

三宅委員 特にありません。

事務局 番号 66、西田中松本\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

中野委員 特にありません。

事務局 番号 67、花水木一丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑、  
花水木一丁目\_\_\_\_で登記宅地、現況畑です。

岩田委員 特にありません。

事務局 番号 68、清洲四丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

日下部委員 特にありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については  
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 農地パトロールについて

会長 それでは、次回開催について確認します。  
令和元年 11 月 25 日、月曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所  
南館 3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。  
以上で令和元年度第 7 回農業委員会を閉会します。  
本日はご苦勞様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。